

(訓練実施機関の皆さまへ)

認定職業訓練実施奨励金の支給申請日を記入しておきましょう。

- 認定職業訓練実施基本奨励金 [基本奨励金] 年 月 日 から 年 月 日
[2回目] 年 月 日 から 年 月 日
- 認定職業訓練実施付加奨励金 [付加奨励金] 年 月 日 から 年 月 日

申請期限までに支給申請をしないと、奨励金は受給できません。支給申請日をお間違えないようご注意ください。

認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されるよう、訓練実施機関に対して、認定職業訓練実施奨励金（認定職業訓練実施基本奨励金 [基本奨励金] と認定職業訓練実施付加奨励金 [付加奨励金]）を支給します。また、託児サービスを実施する訓練実施機関には訓練施設内保育実施奨励金 [保育奨励金] を支給します。

実施奨励金について

- 認定職業訓練実施奨励金は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、訓練実施後に支給します。
- 訓練実施機関が行う求職者支援訓練が、「**基礎コース**」の場合は基本奨励金、「**実践コース**」の場合は**基本奨励金と付加奨励金**、**保育サービスを実施する場合は保育奨励金**の支給を申請できます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部または一部を支給しません。
 - ・ 労働保険料の納付の状況が著しく不適切であったり、過去に偽りその他不正の行為により認定職業訓練実施奨励金の支給を受けた（または受けようとした）ことがある場合
 - ・ 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条に基づく雇用安定事業または雇用保険法第63条に基づく能力開発事業として給付される各種助成金、給付金、奨励金の支給を受けた（または受けようとした）ことがある場合
 - ・ 求職者支援訓練と同一の事業に関して、国から委託費等を受けている（または受ける予定である）場合
 - ・ 求職者支援訓練を適切に行ったとは認められない場合
 - ・ 上記のほか、認定職業訓練実施奨励金を不支給とするに足る不正が確認された場合

注

不正受給であることが判明した場合、不正に係る奨励金については不支給又は支給の取り消しとともに、既に奨励金を支払った場合は、奨励金を返還していただきます。

さらに詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発をすることがあります。

（不正受給…偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとした場合をいいます。）

意

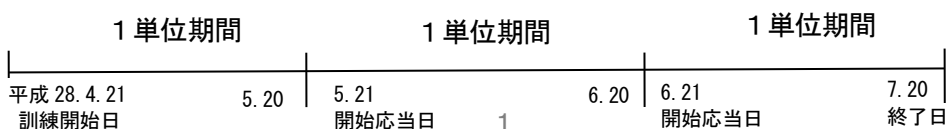
※特に悪質性が高い不正行為である場合、不正受給が判明した訓練コース以降に開講したコースの奨励金も返還していただきます。

支給単位期間について

- 認定職業訓練実施奨励金の支給期間は、訓練の開始から終了までの訓練期間全体ですが、支給額を算定する際は、**訓練期間を1か月単位で区切った「支給単位期間」(※)**を用います。
- 「**支給単位期間**」が28日以上か28日未満かで、認定職業訓練実施奨励金の算定方法が異なりますのでご注意ください。

(※)「支給単位期間」とは、『訓練の開始日または各月においてその日に応ずる日（訓練期間内に応ずる日がない月の場合は、末日）〔開始応当日〕』から、『各翌月の開始応当日の前日（訓練終了日の属する月の場合は、訓練終了日。ただし、中途退校者については、訓練の受講を取りやめた日）』までの各期間に区分した場合の期間を言います。

3か月訓練の例 → (支給単位期間は) 3単位期間



(2808)

基本奨励金について

◆支給要件

求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給します。

◆支給時期・支給額

- 基本奨励金は、**基本奨励金支給対象期間（※）**ごとに支給します。訓練実施機関が希望する場合は、訓練終了後の一括支給も可能です。

（※）「基本奨励金支給対象期間」とは、連続する3支給単位期間のことを言います（訓練終了日を含む最終支給対象期間は、2支給単位期間または1支給単位期間になることもあります）。

- 支給額の算定式は次のとおりです。支給額は、これらの算定式により算出された金額の合計額です。



- 支給単位期間の途中（28日未満）で訓練の受講を取りやめた受講者（中途退校者）については、当該支給単位期間の支給額は以下の算定式により支給額を算出します。

➤支給額 = 【基礎】3,000円 または 【実践】2,500円 × 取りやめた日までの訓練実施日数

- 基礎コースのうち、「建設人材育成コース」の支給額の算定は次のとおりです。

➤支給額 = 受講者数（*） × 10万円 × 支給単位期間数

ただし、中途退校者については、

➤支給額 = 5,000円 × 取りやめた日までの訓練実施日数（上限10万円）

（*）ここでいう「受講者数」とは、各支給単位期間における受講者数の合計数です。

- 基本奨励金支給対象期間（一括申請の場合は全ての支給単位期間。以下同じ。）を通算して**出席率80%以上の者**（基本奨励金支給対象期間中に訓練の受講を取りやめた者については、基本奨励金支給対象期間中の訓練の受講を取りやめた日までの通算出席率80%以上の者）

ただし、基本奨励金支給対象期間において出席率が80%未満の受講者についても、出席率が80%以上の支給単位期間（1か月単位）があれば、その期間について受講者として取り扱う。

2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加えます。ただし、2分の1以上に相当する部分を受講していない日については、理由にかかわらず欠席扱いとなります。

付加奨励金について

◆支給要件

実践コースを実施して基本奨励金を受給し、求職者支援訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給します。ただし、実践コースのうち「震災特例コース」は付加奨励金について支給しませんので、ご注意ください。

◆支給時期・支給額

- 付加奨励金は、訓練終了後、修了者などの就職実績を確認した後に支給します。
- 支給額の算定式は次のとおりです。支給額は、これらの算定式により算出された金額の合計額です。



(**) ここでいう「受講者数」とは、訓練の修了者数と就職を理由とした中途退校者数の合計数です。訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含みません。

◆雇用保険適用就職率の算定式

$$\frac{\text{分母のうち就職者 (被保険者 + 適用事業主)}}{\text{訓練修了者 + 中途退校者 (就職理由)}}$$

分子での「就職」した者とは

- 訓練終了後3か月を経過する日までに雇用保険の一般被保険者となった者 (短期雇用特例保険者と日雇労働被保険者は対象外)
- 労働者を雇用する事業主 (雇用保険の適用事業の事業主) となった者
- 平成28年4月1日開講コースからは訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除きます

保育奨励金について

◆支給要件

訓練受講者が養育する小学校就学の始期に達するまでの子への託児サービスを自ら行い、又は他者に委託して行った訓練実施機関に支給します。

◆支給時期・支給額

保育奨励金は、基本奨励金の支給に合わせて支給します。

基本奨励金支給単位期間中の保育を行う事業に要した経費の額 (一の基本奨励金支給単位期間について、訓練受講者が養育する小学校就学の始期に達するまでの子一人につき66,000円を限度) を支給します。

基本・付加奨励金の支給申請

1 求職者支援訓練の適切な実施（2か月から6か月まで）※実践コースのうち震災特例コースは、1か月以内。

- ①認定を受けた訓練の実施
- ②受講者出欠報告書など支給申請に必要な書類の準備

基本奨励金の場合

2 支給申請

基本奨励金支給申請書の作成・提出

【3か月ごとの申請の場合】

- ・ 訓練開始日から3か月経過ごと、3か月を経過する応当日から起算して1か月以内に申請してください。
- ・ 同一の訓練で2回目の基本奨励金の支給を受けようとする場合、又は2か月訓練の場合は、「訓練終了日の翌日から起算して1か月以内」に申請してください。

【一括申請の場合】

- ・ 訓練を適切に終了させた訓練実施機関が希望する場合、訓練終了後、訓練終了日の翌日から起算して1か月以内に申請することにより、基本奨励金を一括申請することもできます。

(例) 4月1日開講の3か月訓練（訓練終了日が6月30日）の場合、申請期限は7月31日となります。

◆支給申請に必要な書類

- ①認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書（様式 A-31）
- ②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式 A-21）※1 の写し
- ③受講者出欠報告書（様式 A-32）および訓練実施機関で保管している出席簿の写し
- ④訓練カリキュラム（様式 A-9）※2

- ※1…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書
- ※2…求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した訓練カリキュラム

付加奨励金の場合

2 支給申請

付加奨励金支給申請書の作成・提出

- ・ 訓練終了日の翌日から起算して4か月以内に申請してください。
(例) 4月1日開講の3か月訓練（訓練終了日が6月30日）の場合、申請期限は10月31日となります。

◆支給申請に必要な書類

- ①認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式 A-33）
- ②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式 A-21）※1 の写し
- ③基本奨励金支給決定通知書（様式 A-35）※2 の写し（複数回支給されている場合は全て）
- ④認定職業訓練に係る就職状況報告書 ※3 の写し（様式 A-15）、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書 ※4（様式 A-14）の写し
- ⑤認定職業訓練就職者名簿（様式 A-34）

- ※1…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書
- ※2…労働局が発行した通知書
- ※3…訓練終了後に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出する報告書
- ※4…就職を理由とした中途退校者の報告書も含む。

提出

審査の上、支給・不支給の通知

管轄労働局

提出

審査の上、支給・不支給の通知

管轄労働局

付加奨励金については、申請書提出後に、修了した日から起算して3か月以内に就職した者から就職状況報告を追加回収できたなどにより、申請書の記入内容を修正したい場合は、申請期限内であれば受け付けます。

●各種申請書は、福岡労働局ホームページからダウンロードしてください。

(http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/_81661/_85184.html)